平成２２年（フ）第４８号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目33番13―103号　セザール南林間
債務者　五十嵐佐和子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２５８号
沖縄県中頭郡読谷村字大湾669番地１
債務者　山城　和正
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４７４号
大阪市港区田中１丁目８番28号
債務者　吉田　美佳
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４３号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　澤村　　剛
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６６号
大阪市城東区森之宮１丁目２番807号
債務者　脇田　滋子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８４号
大阪市住吉区長居１丁目８番４―208号
債務者　平川　大介
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７７号
大阪府豊中市島江町１丁目３番11―701号
債務者　小野奈津実（旧姓濵口）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５０号
大阪府門真市一番町12番１号
債務者　中谷　由美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７号
北海道河西郡芽室町東七条１丁目２番地10
アクティブ71　202Ｂ
債務者　倉重　　忍
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
北海道河東郡音更町共栄台西13丁目１番地280
債務者　木綿ゆかり
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
横浜市神奈川区松見町４丁目944番地の13
松見台ハイツ401号
債務者　塩谷　信子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４号
神奈川県相模原市当麻871番地11　クローバーハイツＢ―201
債務者　瀬﨑シズ子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２４号
山口県光市大字岩田2809番地８
債務者　佐々木　繁
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１２号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目６番10号　浜松希望寮216号室
債務者　大神　　晃
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目６番10号　浜松希望寮216号室
債務者　大神美津子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係